

令和4年門審第37号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 3人

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年5月18日12時35分

福岡県志賀島西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数			3.6トン
登録長	9.94メートル		7.66メートル
機関の種類	ディーゼル機関		ディーゼル機関
出力	198キロワット		176キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側にGPSプロッター画面を重畳表示できるレーダーを備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年5月18日04時30分福岡県博多港の係留地を発し、途中港内の岸壁で釣り客1人を乗せ、同県玄界島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、05時30分目的の釣り場に到着して遊漁を始め、釣り場の移動を繰り返し、12時15分志賀島東方沖合の釣り場で、遊漁を終えて帰途に就いた。

ところで、Aは、10ノット以上の速力で航行すると船首が浮上し、舵輪後方の操縦席に腰を掛けて前方を見ると、右舷船首16度から左舷船首23度の範囲に死角を生じることから、平素、a受審人は、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、レーダーを休止してGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、志賀島北西方沖合を南下し、同島西方沖合を一見して他船を見掛けなかったため、12時28分僅か前弘港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から329度（真方位、以下同じ。）2.0海里の地点で、針路を155度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進

行した。

12時33分半 a 受審人は、西防波堤灯台から314度1,000メートルの地点に達したとき、正船首730メートルのところにBを視認することができ、同船がほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針前に志賀島西方沖合を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けずに続航し、12時35分西防波堤灯台から275度400メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に後方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや船首寄りに操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、その右舷側にレーダー及び機関操縦レバー、左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機、操舵室後方にある出入口扉の右舷側壁面に室外操船用の舵輪及び機関操縦レバーを装備し、電子ホーンを備えたFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和4年5月18日07時30分博多港の係留地を発し、福岡県能古島東方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、07時40分目的の釣り場に到着して釣りを始め、釣り場の移動を繰り返し、12時20分衝突地点付近で、船首を南南西方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

b 受審人は、船尾甲板で右舷側に竿を出して釣りを行っていたところ、12時33分右舷後方980メートルのところに、Aを初めて視認し、12時33分半衝突地点で、船首が203度を向いていたとき、同船が右舷船尾48度730メートルのところとなり、その後Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近していることを認めましたが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、警告信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b 受審人は、12時35分少し前右舷船尾至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、左舵一杯をとり、機関を全速力前進にかけたものの、及ばず、Bは、船首が180度を向き、僅かな前進行きあしとなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷及び同部ハンドレールに曲損を、Bは、操舵室右舷側壁に亀裂を伴う擦過傷及び同室右舷窓枠に折損をそれぞれ生じ、b 受審人が頸椎捻挫等を、B 同乗者2人が外傷性頸部症候群等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、志賀島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係について規定した条文がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、志賀島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、志賀島西方沖合において、係留地に向けて航行する場合、船首方に死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針前に志賀島西方沖合を一見して他船を見掛けなかったので、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b 受審人及びBの同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、志賀島西方沖合において、釣りのため漂泊中、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近しているAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bの同乗者2人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月31日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 管 啓 二

審判官 山 岸 雅 仁

審判官 関 昌 芳